

クリスタ・トブラー

リスボン条約と消費者法へのその影響

カライスコス・アントニオス (訳)

目 次

- I. 序 説
- II. リスボン条約による改正前の消費者法と民事法全般
 - 1. 消費者法
 - 2. 民事法全般
- III. リスボン条約のいくつかの側面と消費者法との関連性
 - 1. 一連の条約による改正の最新のもの
 - 2. EU とその基本法令の構造
 - 3. EU の権限 (消費者保護に関するものを含む)
 - 4. 立法手続
 - 5. 実体法レベルでの変化
- IV. リスボン条約による改正が消費者法に与える影響：2つのケース・スタディ
 - 1. 第一のケース・スタディ：航空旅客の権利
 - 2. 第二のケース・スタディ：保険法
 - 3. ケース・スタディに基づく結論

I. 序 説*

本稿の目的は次の2つである。つまり、EU 法および EC 法の根本的な改正を行ったリスボン条約 (2007年にリスボンで署名, 2009年12月1日に発効) の内容を紹介することと、同条約が消費者法に与える影響について概観することである。

そこで、リスボン条約による改正前の EU 消費者法と EU 民事法全般の一般的な背景に関する情報を紹介することから始め (後述の「II」を参照)、続いて、リスボン条約のいくつかの側面を取り上げ、この条約が消費者法や民事法に及ぼすことになる影響

* 本稿は、2011年4月23日に、龍谷大学 (京都) で行った講演に基づくものである。筆者は1988年9月から1989年4月まで京都比較法センターで研究を行ったが、上記講演のテーマは、同センターの評議員である中田邦博教授 (龍谷大学) との意見交換を通じて決定したものである。

について検討する（後述の「Ⅲ」を参照）。最後に、2つのケース・スタディを通じて、リスボン条約がもたらことになった実体法レベル（substantive level）での変化によってどのような影響が生じたのかを明らかにしたい。

II. リスボン条約による改正前の消費者法と民事法全般

1. 消費者法

リスボン条約による改正の結果としてEU消費者法が受けた影響を検討する際には、この改正のかなり前から、EU消費者法がひとつの政策領域として十分に確立されていたことを意識しておく必要がある。消費者保護は、ヨーロッパ経済共同体（EEC）条約の対象とされていなかったが、1975年に、消費者保護に関する最初の行動計画（action programme）が策定された¹⁾。これに続いて、一連の指令が採択された。これらは、いずれも、共同市場（common market）を達成するための手段（instruments）として考えられていた。こうした立法行為は、当時はEEC条約100条、後には同条約100a条をその根拠規定としていたのである（これらの規定は、その後、それぞれEC条約94条および95条に改められた）。こうした指令の主要なものとしては、化粧品に関する指令（Directive on cosmetics, 1976年²⁾、食品ラベル表示に関する指令（Directive on the labelling of food, 1979年³⁾、誤認惹起広告に関する指令（Directive on misleading advertising, 1984年⁴⁾、玩具の安全性に関する指令（Directive on toys, 1988年）、パック旅行に関する指令（Directive on package tours, 1990年⁵⁾等がある。

EEC条約のレベルでは、単一ヨーロッパ議定書（1986年に調印、1987年に発効）による改正で、ECの諸機関が、域内市場立法において高水準の消費者保護を目指す責務

1) Preliminary programme of the European Economic Community for a consumer protection and information policy, OJ 1975, C 92/2.

2) Directive 76/768/EEC on the approximation of the laws of the Member States relating to cosmetic products, OJ 1976 L 262/169.

3) Directive 79/112/EEC on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs for sale to the ultimate consumer, OJ 1979 L 33/1.

4) Directive 84/450/EEC relating to the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning misleading advertising, OJ L 1984 250/17.

5) Directive 90/314/EEC on package travel, package holidays and package tours, OJ 1990 L 158/59.

を負うことが定められた (EEC 条約100a 条 3 項。この規定は後に、EC 条約95条 3 項に改められ、リスボン条約による改正で TFEU 114条 3 項となった)。1979年には、ヨーロッパ連合司法裁判所 (CJEU) は、著名なカシス・ド・ディジョン (Cassis de Dijon) 判決において、TFEU 34条によって禁止されている物品の輸入に対する数量制限を設けるためには、消費者の保護が不可欠の条件となることを認めたのである⁶⁾。そして、マーストリヒト条約 (1992年に調印、1993年に発効) は、消費者法がヨーロッパ共同体法の政策領域 (policy area) のひとつであることを明示的に規定した (EC 条約第 XI 編129a 条)。もっとも、新たに条約に追加されたこの編には、消費者保護について直接的な効果を有する実体規定がおかれておらず、むしろ、プログラム規定 (programme provision) と基本枠組規定 (legal basis provision) の組合せであった。別の言い方をすれば、消費者法は、第二次法を通じて確立されるものとなったのである。こうした状況は、リスボン条約による改正後においても同じである (TFEU 169条)。

2. 民事法全般

民事法全般をみると、移動および競争の自由に関する規定が、実体法としての性格をもつ諸条約の規定の中で最も重要なものであるが、それは、公法と私法の双方において適用されている。もともとこのような分類は EEC 法に根拠を有しておらず、実際に、むしろ加盟国の国内法に由来するものである。今日では、「民事の (civil)」という概念は、条約レベルでは非常に限られた文脈でしか使われておらず、その文脈のすべてが民事法に関連するわけでもない (そのような文脈の例としては、TFEU 81条以下に規定されている民事事件における司法協力や、TFEU 196条に基づく民事保護等がある)⁷⁾。

第二次法をみると、その大部分は伝統的に私人 (private individuals) 間の法律関係 (legal relationship) に関するものである (たとえば、電子商取引指令 (e-commerce Directive)⁸⁾ や消費者権利指令 (Directive on consumer rights) がそうである)⁹⁾。さら

6) Case 120/78 *Rewe-Zentral AG v Bundesmonopolverwaltung für Branntwein* [1979] ECR.

7) もっとも、たとえばドイツの用語法では、「民事の (civil)」という言葉は使われておらず、Katastrophenschutz (災害保護) となっている。

8) Directive 2000/31/EC on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market, OJ 2000 L 178/1.

9) Directive 2011/83/EC on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the

に、民事法の領域における興味深いプロジェクトも存在する。たとえば、ヨーロッパ契約法全体の統一性 (coherence) を強化することを目的とする共通参照枠 (Common Frame of Reference) の起草などがそうである¹⁰⁾。ヨーロッパ委員会は、2010年に、消費者と事業者のための契約法に関する緑書 (Green Paper on contract law for consumers and businesses)¹¹⁾ を公表した。これには種々の選択肢が挙げられており、そのひとつに、ヨーロッパ民法典がある。もっとも、ヨーロッパ委員会は、この緑書の中で、「域内市場の円滑な機能に対する障壁は契約法以外の領域にも存在するが、ヨーロッパ民法典のような広範囲にわたる手段が補完性を根拠としてどこまで正当化できるかは、まだはっきりしていない。」と述べている。確かに、現行の基本条約の下では、EU が、本質的に全般にわたるヨーロッパ民法典を採用する権限を有していると理解することは難しい。

要するに、民事法は常に EU 法 (従来はヨーロッパ共同体法) の影響の下におかれてきたにもかかわらず、それ自体としてヨーロッパ共同体やヨーロッパ連合の一般的な政策領域とされたことはないのである。

III. リスボン条約のいくつかの側面と消費者法との関連性

上述した背景の下でリスボン条約が消費者法の領域に与える影響は、はたして、いかなるものだろうか。以下では、リスボン条約による改正に関するいくつかの重要な側面を紹介する¹²⁾。

↘ Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council, OJ 2011 L 304/64.

10) Christian von Bar/Eric Clive/Hans Schulte-Nölke (eds), *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law: Draft Common Frame of Reference (DCFR). Outline Edition*. Munich: Sellier 2009 を参照。〔訳者注：DCFR の和訳としては、クリスティアン・フォン・バールほか編 (窪田充見ほか監訳) 『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 共通参照枠草案 (DCFR)』 (法律文化社, 2013) がある。〕

11) *Green Paper on policy options for progress towards a European Contract Law for consumers and businesses*, COM (2010) 348.

12) リスボン条約による改正については、Michael Dougan, *The Treaty of Lisbon 2007: Winning Minds, Not Hearts*, *Common Market Law Review* 45 (2008), 617-703, およびライデン大学ヨーロッパ研究所 (Europa Institute of Leiden University) によって作成された概要 (<http://media.leidenuniv.nl/legacy/lisbon->

1. 一連の条約による包括的な改正の最新のもの

リスボン条約による改正は、一連の条約による大規模な改正の最新のものである。そのような大規模な改正は、1950年代に3つの経済共同体が設立されて以来、次々に行われた。特に重要なものとしては、① 1986年に調印され、1987年に発効した単一ヨーロッパ議定書（域内市場を再び取り上げた）、② 1992年に調印され、1993年に発効したマーストリヒト条約による改正（ヨーロッパ連合の設立）、③ 1997年に調印され、1999年に発効したアムステルダム条約による改正（EUの構造の変更）、そして④ 2001年に調印され、2003年に発効したニース条約による改正（間近に迫っていた拡大に向けた準備）がある。これらの改正に続き、2007年に調印され、2009年に発効したリスボン条約による改正は、特に構造や機関に根本的な変化をもたらすものであり、最新の包括的な改正となった（厳密に言えば、2011年3月にも小規模の改正が決定され、ユーロ危機に対応すべく、簡易な手続により、TFEU 136条に3項が追加された）。

リスボン条約は、改正手続において合意された変更点を含むものであり、2001年12月15日の、ヨーロッパ連合の将来に関するラーケン宣言を背景として理解されなければならない。ラーケン宣言は、2001年12月にラーケン（ベルギー）で行われたヨーロッパ理事会の会合の結果であり¹³⁾、以後の改正が「一層民主的で、一層透明性があり、かつ、一層効率的になること（more democracy, transparency and efficiency）」を目的とすべきであると述べている。

これらの目的に従い憲法条約¹⁴⁾を実現させる試みは失敗に終わったが、リスボン条約による改正は現実のものとなった。この改正の結果として変更された点は、同条約¹⁵⁾に含まれている。具体的には、特にEUの構造、機関（機関については、本稿では扱っていない）、EUの権限そして意思決定に変更が加えられている。これに対し、リスボン条約が実体的なレベルにもたらした本質的な変化は、数少ないものである。

2. EUとその基本法令の構造

リスボン条約による改正がもたらした構造的な変化は、改正前のEUの特徴となっ

（\treaty-summaries.pdfにてオンラインで閲覧可能）を参照。

13) <http://european-convention.eu.int/pdf/lknen.pdf> を参照。

14) Treaty Establishing a Constitution for Europe, OJ 2004 C 319（効力を生じていない。「憲法条約」とも呼ばれている）。

15) Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community, OJ 2007 C 306（「リスボン条約」）。

ていた独特の構造を背景として理解されなければならない。当時の EU は、その屋根が3つの柱によって支えられている神殿と比較されることがしばしばあった。第一の柱は、ヨーロッパ共同体に関する法であり、第二の柱は、共通外交・安全保障政策 (Common Foreign and Security Policy, CFSP) であり、第三の柱は、警察・刑事司法協力であった。そして、EU が、互いに異なる2つの基本的な形で機能していたことも、この構造と関連していた。つまり、第一の柱 (共同体法) が国家を超えた (supranational) 性質のもの (効力が比較的強い国際法) であったのに対し、第二と第三の柱は政府間の (intergovernmental) もの (伝統的な国際法に属するものであって、その効力が比較的弱いもの) であったのである。その結果、それぞれ異なる法的措置や法的効果によって特徴づけられることになり、こうした体系は非常に複雑で理解が困難なものであった。また、そのことが、EU 機関の間で争いをもたらしこともあった (たとえば、EC 刑事法事件 (EC Criminal Law case) 等)¹⁶⁾。

リスボン条約による改正は、このような EU の構造を根本的に変えた。従来の伝統的な柱構造 (pillar structure)、特に EC は廃止され、EU に統合された。ヨーロッパ原子力共同体 (Euratom) は存在し続けている。その結果、リスボン条約による改正後の EU は、ヨーロッパ原子力共同体が衛星となってその周りを公転する惑星にたとえることができるであろう (このたとえば、Tobler/Berlinger によるものである)¹⁷⁾。

これらの変化は、EU の基本法令にも影響を及ぼした。第一に、旧 EC 条約は、ヨーロッパ連合運営条約 (TFEU) という新たな名の下で、改正された内容で存在し続けている。同時に、ヨーロッパ連合条約 (TEU)¹⁸⁾ とヨーロッパ連合基本権憲章¹⁹⁾ も、同じく改正された内容で存続している。加盟国を拘束しない手段として2000年に宣言されたヨーロッパ基本権憲章は、リスボン条約による改正を通じて、上記2つの条約と同じ

16) Case C-176/03 *Commission v Council*, ECLI:EU:C:2005:542 (*EC Criminal Law*); Christa Tobler による評釈については、*Common Market Law Review*, 2006, 835-854 を参照。

17) Christa Tobler/Jacques Beglinger, *Essential EU Law in Charts*, 3rd edition, Budapest: HVG-Orac 2014, Chart 2/21 et seq.

18) リスボン条約による改正後の諸条約のバージョン (最新版) は、EU の *Official Journal*, OJ 2012 C 326/391 でみることができる。

19) *Charter of Fundamental Rights of the European Union* (ヨーロッパ基本権憲章の解釈に関する解説を含む), OJ 2007 C 303/1, OJ 2012 C 326/391 (再制定前のものについては、OJ 2000 C 364/1 を参照)。

法的価値を有する EU の基本文書となった (TEU 6 条 1 項)。実務的なレベルでは、リスボン条約は、TEU と TFEU のいずれについても、条文番号の変更をもたらした。これに伴い、条約番号は、EU に関する実務においては、リスボン条約成立前と成立後とで区別されなければならない。

EU の従来の柱構造 (pillar structure) について特に注目すべきは、リスボン条約による改正の結果、消費者法を含む従来の第一の柱がもはや「共同体法」ではなく、「EU 法」と呼ばれていることである²⁰⁾。従来の第三の柱 (刑事法) は、TFEU の「自由・安全・司法領域 (Area of freedom, security and justice)」の編 (TFEU 67 条以下) に統合された。このいわゆる「共同体化 (Communitarisation)」を通じて、この領域は、従来の第一の柱と同じ性質をもつようになった。従来の第二の柱 (CFSP) は、リスボン条約による改正の後には、TFEU ではなく TEU によって規律される唯一の政策領域となっている。諸条約の構造において特別の地位を有し、本質的には、依然として政府間の (intergovernmental) ものである。

3. EU の権限 (消費者保護に関するものを含む)

EU の権限体系は、リスボン条約による改正を通じてより透明性のあるものとなった。改正前の EC 条約は、「EU の非排他的権限」に言及していたが、これを定義せず、また、これに含まれる権限を列挙することもなかった。これは、CJEU の判例によって、ある程度明確になった。たとえば、司法裁判は、共通通商政策 (Common Commercial Policy, CCP。第三国との通商に関するものである) が EU の排他的権限であることを明らかにした²¹⁾。他の領域では、専占の法律構成 (doctrine of pre-emption) が適用され、加盟国は、EC がその権限を行使した場合には、その限りにおいて権限を行使することができなくなる。

リスボン条約による改正後の TFEU は、種々の権限に明示的に言及し、その内容を定め、列挙している (TFEU 2 条以下)。まず、EU の排他的権限があり、これらは限

20) リスボン条約前に EC の枠組みにおいて採択された規則や指令は、現在は、ヨーロッパ連合の立法措置であり、厳密には EU 法であるものの、たとえば、„Directive 2004/113/EC“ (下記の、ケース・スタディに関する章を参照) 等として、当初のその公式番号と名称を維持している。

21) たとえば、Case 41/76 *Suzanne Criel, née Donckerwolcke and Henri Schou v Procureur de la République au tribunal de grande instance de Lille and Director General of Customs*, ECLI:EU:C:1976:182 を参照。

リスボン条約と消費者法へのその影響

定列挙されている。次に、EU と加盟国との間で共有される権限があり、これらは条約に例示列挙されている。最後に、支援・調整・補足的な (supportive, coordinating and supplementing) EU の権限があり、これらも限定列挙されている。ここで特に注目を要するのは、リスボン条約が新たに導入した権限が非常に少ないということである (たとえば、観光に関する TFEU 195条, 民事保護に関する TFEU 196条等がある)。民事法は、総合的なカテゴリーとしてはこれらに含まれていない。

消費者保護は、TFEU 4条3項(f)に、共有される権限の例として明示的に挙げられている。リスボン条約は、EU の権限の範囲にも、それについて適用される法的手続にも何ら変化をもたらさなかった。TFEU 169条は、次のように定める。

「1. ヨーロッパ連合は、消費者の利益を促進し、高水準の消費者保護を確保するため、消費者の健康、安全及び経済的利益の保護並びに消費者の情報に関する権利、教育に関する権利及び自己の利益を守るために組織する権利の促進に貢献する。

2. ヨーロッパ連合は、次の各号に定める措置を通して、第1項に定める目的の達成に貢献する。

(a) 第114条に基づき、域内市場の完成に関連して採択される措置

(b) 加盟国が実施する政策を支持、補完及び監視する措置

3. ヨーロッパ議会及び理事会は、通常立法手続に従い、経済社会評議会の意見を徴した上で、第2項(b)に定める措置を採択する。

4. 第3項に基づいて採択された措置は、加盟国が、より厳格な保護措置を維持又は導入することを妨げない。そのような措置は、諸条約と両立するものでなければならない。ヨーロッパ委員会は、そのような措置について通知を受けなければならない。」

この規定から明らかなように、TFEU は、第二次法としての EU 消費者法が、いくつかの異なる法的根拠に基づいて採択されることを想定している。まず、消費者法は、TFEU 114条に基づいて採択される域内市場法となることができる。同条の下では、ヨーロッパ議会と理事会は、域内市場の確立と機能化を目的とする加盟国の法令または行政措置 (law, regulation or administrative action) によって設けられた規定を平準化 (approximation) するための手段を採らなければならない。

次に、消費者保護法令は、TFEU 169条3項に基づくことができる。さらに、より広

義の消費者保護規定は、たとえば、運送法 (transport law) や社会的差別禁止法 (social non-discrimination law) 等の、他の立法にもみることができる。このことについては、2つのケース・スタディに関する章において後述する。

リスボン条約による改正の結果として変更されたのは、第二次法上の手段の法的根拠である。たとえば、消費者権利指令提案は、EC 条約95条に基づくものであったが、リスボン条約による改正の後に実際に採択された指令 (つまり、指令 2011/83) は、TFEU 114条に基づいている。

4. 立法手続

TFEU 114条と TFEU 169条の場合において適用される手続は、リスボン条約前は通常立法手続と呼ばれていた、共同決定手続 (co-decision procedure) である。この手続では、ヨーロッパ議会と理事会は、共同立法者として行為する。理事会による採択には、特定多数決 (qualified majority) が必要となる。リスボン条約前は、加盟国の過半数、および加盟国の加重票のうちの255票以上という条件を満たす特定多数決が求められており、加盟国による請求があったときは、EU 全人口の62%以上という基準もクリアしなければならなかった。

リスボン条約は、2014年11月1日から原則的なものとして適用されている新たな方式を導入した。この新たな方式の下では、加重票は廃止されている。特定多数決の内容は、① 加盟国数の55%以上、② 15か国以上の加盟国、および ③ EU 全人口の65%以上、とされている。さらに、可決阻止少数 (blocking minority) の基準についても新たに規定され、4か国以上の加盟国となっている。

5. 実体法レベルでの変化

リスボン条約による改正は、条約の実体規定 (特に4つの自由、競争法、EU 市民の移動と居住) には一切変更をもたらしていない。改正前と同じく、消費者保護は EU 法のすべての領域において考慮されなければならない、高水準の保護が目的とされている。改正前は、この義務は、EC 条約95条3項に基づくものであった。この規定は、これに基づいて採択される域内市場法が、高水準の保護を確保するものであることを要請していた。EC 条約153条2項の下では、消費者保護は、最も重要な課題とされていた。改正後の TFEU 114条3項は、この規定に基づいて採択される域内市場法が、高水準の消費者保護を確保するものであることを求めている。そして、このことは、全体として、

リスボン条約と消費者法へのその影響

ヨーロッパ基本権憲章38条にそのまま繰り返されている。

当初（2000年）は、ヨーロッパ基本権憲章は拘束力を有しない手段であり、加盟国がこれに拘束されないことが宣言されていた。しかし、ヨーロッパ基本権憲章は、第二次法、たとえば指令 2004/38²²⁾（EU 市民の移動および居住）で引用されている。また、司法裁判所も、主要要素としてではないものの、これを引用し始めている（たとえば、Mannesmann 判決²³⁾ は、これを適用しなかったものの、引用した）。ヨーロッパ基本権憲章は、リスボン条約による改正を通じて、拘束力を有する手段となった。ヨーロッパ基本権憲章52条によると、EU 機関と加盟国は、共にこれに拘束される。ただし、加盟国がこれに拘束されるのは、「EU 法を適用する場合」のみである。もっとも、司法裁判所は、Åkerberg Fransson 事件²⁴⁾ において、これが意味するのは、「連合法の範囲内において行為する場合」であると判示した。

ヨーロッパ基本権憲章の役割は、消費者法との関連においても、軽視されてはならない。ここで忘れてはならないのは、第二次法はすべて第一次法に基づいており、これに由来するということである。そのため、あらゆる第二次法は、権限、手続そして実体のレベルのいずれにおいても、第一次法に合致するものでなければならない。上位の実体法としての第一次法に含まれるのは、基本条約（TEU, TFEU）とこれに添付された議定書（Protocols）、ヨーロッパ基本権憲章、そして EU の一般原則である。

IV. リスボン条約による改正が消費者法に与える影響：

2つのケース・スタディ

下記の2つのケース・スタディを通じて、ヨーロッパ基本権憲章に定められている平等取扱いの権利を含む EU 法の一般原則が、消費者保護の領域において有する意義について述べることにしたい。

22) Directive 2004/38/EC on the right of citizens of the Union and their families members to move and reside freely within the territory of the Member States, amending Regulation (EEC) No 1612/68 and repealing Directives 64/221/EEC, 68/360/EEC, 72/194/EEC, 73/148/EEC, 75/34/EEC, 75/35/EEC, 90/364/EEC, 90/365/EEC and 93/96/EEC, OJ 2004 L 158/77.

23) Case T-112/98 *Mannesmannröhren-Werke AG v Commission*, ECLI:EU:T:2001:61.

24) Case C-617/10 *Åklagaren v Hans Åkerberg Fransson*, ECLI:EU:C:2013:105.

1. 第一のケース・スタディ：航空旅客の権利

第一のケース・スタディは、フライトの大幅な遅延やキャンセルの場合における航空旅客の権利に関するものである。航空旅客の権利は、規則 261/2004 に規定されている。同規則は、搭乗拒否の場合とフライトの大幅な遅延やキャンセルの場合における、航空旅客に対する損害賠償と援助について共通の準則を定めている²⁵⁾。この規則は、厳密には運送法に属するものであるが、上記はいずれも、消費者保護法の問題である。

この規則が基礎としている消費者保護の基本原則は、① フライトのキャンセルの場合における、航空旅客に対する援助と特定の状況の下での損害賠償（5条）、そして、② 遅延の場合における航空旅客に対する援助（6条）というものである。ここで注目すべきは、これら2つの場合の取扱いが、意図的に異なっているということである。ヨーロッパ委員会は、この規則の提案²⁶⁾では、航空会社の観点からは、これらの2つの場合は同様のものではないと考えたのである。

この異なる取扱いは、2009年11月19日（つまり、リスボン条約による改正前）の *Sturgeon* 事件先決裁定²⁷⁾ のきっかけとなった。この事件は、数名の航空旅客が大幅な遅延に遭い、航空会社（Condor Flugdienst GmbH と Air France SA。これらは、共に私企業である）に対して訴えを提起したものである。本件の法的問題は、第一に、航空旅客が損害賠償請求権を有するのか、つまり、本件のような長さの遅延は、法的にみて単なる遅延に過ぎないのか、それとも、フライトのキャンセルであるといえるのか、そして第二に、航空会社が免責されるような特段の事情がないか、であった。

司法裁判所は、EU 法（当時は共同体法）の、広く知られている次の2つの要素を確認することから検討を始めている。これら2つの要素とは、「解釈の一般原則によると、

25) Regulation 261/2004/EEC establishing common rules on compensation and assistance to passengers in the event of denied boarding and of cancellation or long delay of flights, OJ L 2004 46/1.

26) Proposal for a Regulation of the European Parliament and Council establishing common rules on compensation and assistance to air passengers in the event of denied boarding and of cancellation or long delay of flights, COM (2001) 784; Proposal for a Council Regulation amending Regulation (EEC) nr 295/91 establishing common rules for a denied-boarding compensation system in scheduled air transport, COM (1998) 41.

27) Joined cases C-402/07 and C-432/07 *Christopher Sturgeon, Gabriel Sturgeon, Alana Sturgeon v Condor Flugdienst GmbH* (C-402/07), and *Stefan Bock, Cornelia Lepuschitz v Air France SA* (C-432/07), ECLI:EC:C:2009:716.

共同体の法行為は、可能な限り、その有効性に影響を及ぼさない形で解釈されなければならない」ということと²⁸⁾、「共同体のあらゆる法行為は、第一次法全般と合致する形で解釈されなければならない。この第一次法には、平等取扱の原則も含まれ、この原則は、同様の状況が異なる取扱いを受け、異なる状況が同様の取扱いを受けることは、そのような取扱いが客観的に正当化される場合を除き、許されないとするものである」ということである²⁹⁾。

司法裁判所は、これらの原則を適用して、消費者の視点からみると、大幅な遅延はキャンセルと同様の効果を生じさせる場合があること、つまり、これらの2つのケースが同様のものとして取り扱われる場合があることを認めたのである。そうすると、異なる取扱いをすることは、差別に等しくなる。そのような場合には、フライトがキャンセルされたときの航空旅客の権利を定めるこの規則の規定は、その文言にかかわらず、損害賠償の権利を含むものとして解釈されなければならない。

裁判所のこの判断が航空業界の激しい異議にさらされたのは、意外なことではない。そのような異議の論拠としては、司法裁判所の判例がEU立法者の判断を遵守していないとするものもあった³⁰⁾。

2. 第二のケース・スタディ：保険法

第二のケース・スタディは、保険契約における、被保険者である男性と女性の取扱いに関するものである。EU法の下では、保険の提供は役務である。指令2004/113³¹⁾は、物品および役務の提供へのアクセスに関して、男女の平等取扱の原則を実行することを

28) *Sturgeon* 判決、判決文の47段落目。

29) *Sturgeon* 判決、判決文の48段落目。

30) *Sturgeon* 事件についての文献としては、たとえば、John Balfour, *Airline Liability for Delays: The Court of Justice of the EU Rewrites EC Regulation 261/2004*, *Air and Space Law* 2010 Vol. 35 Issue 1, 71-75; Kåre Lilleholt, *Case: CJEU - Sturgeon and others*, *European Review of Contract Law* 2010 Vol. 6 No. 2, 184-191; Ludger Giesberts/Guido Leve, *Compensation for Passengers in the Event of Flight Delays - Interpretation of the Air Passenger Rights Regulation after the European Court of Justice Judgment of 19 November 2009*, *Air and Space Law* 2010, 293-304 を参照。

31) *Directive 2004/113/EC implementing the principle of equal treatment between men and women in the access to and supply of goods and services*, OJ 2004 L 373/37.

その目的としている。形式的には差別禁止法の領域に属するものであるが、第一のケース・スタディの場合と同様、消費者保護法の一つとみることができる。

この指令は、男女は、2007年12月21日現在、平等に取り扱われなければならない（同指令5条1項）とする消費者保護の基本原則をその基礎としている。ただし、平等取扱についていまだ定めていない加盟国は、母性に関する場合を除き（同指令5条3項）、保険統計上の要因（actuarial factors）に基づいて、異なる定めをその国内法におくことができる（同指令5条2項）。ここでもやはり、意図的に異なる取扱いがされているのである。しかし、この異なる取扱いの可能性は、ヨーロッパ委員会が提案したものではなく、立法過程における私保険業界によるロビー活動の結果として追加されたものである（ヨーロッパ委員会による指令提案には、このような異なる定めをの可能性について定められていなかった³²⁾。

ベルギーは、どたん場で動きを起こし、異なる取扱いを定める手段を利用した。そして、このことは、Test-Achats 事件に関するベルギーでの訴訟手続、そして司法裁判所での先決裁定のきっかけとなった³³⁾。同裁判所の大法廷（Grand Chamber）の先決裁定は、2011年3月1日に言い渡されたものである（つまり、事件自体はリスボン条約前のものであるが、先決裁定は同条約後のものである）。この事件の原告は、ベルギーの消費者団体と2名の個人であり、保険と保険統計上の要因に関する異なる定めについて異議を申し立てた。EU 法の下で生じた法的問題は、そのような異なる定めが、EU（旧 EC）の第一次法に合致するのか、つまり、男女の平等取扱の原則に照らして有効なものなのかどうかであった。そのため、司法裁判所での先決裁定手続では、この事件は、Sturgeon 事件のように解釈が問題となるものではなく、効力が問題となるものであった。より具体的には、この事件は、指令5条2項が男女の平等取扱の原則に合致しているのか（つまり、EU 第一次法に照らした EU 第二次法の効力）を問題とするものであった。

司法裁判所は、これは合致するものではないと裁定した。司法裁判所は、指令2004/113の立法理由4がヨーロッパ基本権憲章21条および23条に明示的に言及してい

32) Proposal for a Council Directive implementing the principle of equal treatment between women and men in the access to and supply of goods and services, COM (2003) 657.

33) Case C-236/09 *Association belge des Consommateurs Test-Achats*, ECLI:EU:C:2011:100.

るため、同指令5条2項の効力はこれらの一次法の関連規定に照らして判断されなければならないと判示した。ヨーロッパ基本権憲章21条および23条は、それぞれ、性別に基づく差別を禁止し、男女の平等がすべての領域において保障されなければならない旨を定めるものである（司法裁判所がヨーロッパ基本権憲章52条を引用しなかったのは、この訴えが2009年12月1日より前に提起されたからであると思われる）。さらに、司法裁判所は、EU法における法の下での平等（legal equality）の意義について、「平等取扱の原則は、同様の状況が異なる取扱いを受け、異なる状況が同様の取扱いを受けることは、そのような取扱いが客観的に正当化される場合を除き、許されないとする」ものであることを確認した³⁴⁾。司法裁判所によると、この指令は、保険に関する限りでは、男女は同様の状況にあるとみなすものである。もっとも、全体的な法的・事実に文脈次第で、法の下での平等を段階的に導入することも認められ、この指令では、無期限のものとしてではないが、異なる定めをおくことが許されている。このような考えの下で、司法裁判所は、指令2004/113の5条2項は2012年12月21日をもってその効力を失うとの最終的判断を示した。

航空運送業界において *Sturgeon* 判決がそうであったように、*Test Achats* 判決も、保険業界において激しい異議をもたらした。ここでも、司法裁判所がEU立法者の判断を重視していないとの批判が加えられた。また、司法裁判所が、両性間の明らかな相違を軽視しているのではないのかについても争いがある³⁵⁾。

3. ケース・スタディに基づく結論

司法裁判所は、*Sturgeon* 事件と *Test-Achats* 事件のいずれにおいても、憲法裁判所であるかのような役割をはたし、注目すべき判決を言い渡した。これら2つの判決は、消費者保護との関連では、第一次法の与える影響が、第二次法の意義だけでなく、内容にさえも強く及ぶ場合があることを明らかにした。より具体的には、*Test-Achats* 事件は、この文脈におけるヨーロッパ基本権憲章の重要性を明確に示している。*Test-Achats* 事件は、EU機関（指令2004/113を採択した立法者としての理事会）の

34) *Test-Achats* 判決、判決文の28段落目。

35) *Test-Achats* 事件に関する文献としては、たとえば、Christa Tobler による評釈 *Common Market Law Review*, 2011, 2041-2061 を参照。また、Eugenia Caracciolo de Torella, *No Sex Please: We're Insurers*, *European Law Review* 2013, 638-654 も参照。

立法行為に関するものであったが、リスボン条約により、ヨーロッパ基本権憲章も EU 加盟国を拘束する手段となった。こうして、リスボン条約による改正は、消費者法（そして民事法全般）における第一次法の重要性を増したのである。これに伴い、消費者法を含む EU 第二次法の特定の領域をその専門とする弁護士は、EU 第一次法の知識と、これら2つのレベルの法の関係に関する知識をもつことを一層強く求められているのである。

〔訳者付記〕

本稿の著者であるクリスタ・トブラー教授（ライデン大学，バーゼル大学）は，2011年4月に来日され，本稿に関する講演会が，4月23日に龍谷大学（司会：中田邦博教授）で開催された。本稿は，同講演の基礎になった原稿に，後に，同教授自ら手を加えアップデートされたもの（2015年4月11日脱稿）を訳出したものである。本掲載にあたっては，拙訳につき，中田邦博教授およびヨーロッパ消費者法研究会の先生方から貴重なご意見を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。なお，クリスタ・トブラー教授の略歴や業績の詳細については，ライデン大学（<http://law.leidenuniv.nl/org/publiekrecht/europainstituut/medewerkers/prof-dr-rc-tobler.html>）とバーゼル大学（<https://ius.unibas.ch/lehre/dozierende/oeffentliches-recht/profil/person/tobler-christa/>）のホームページを参照されたい。